

玩具による 子どもの事故を防ぐ

特集1



消費生活用製品の安全確保について —子ども向け製品による事故の防止—

経済産業省 産業保安グループ 製品安全課

● はじめに

消費者や事業者、自治体の皆様におかれましては、平素より製品安全行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

経済産業省製品安全課では、4つの法律「消費生活用製品安全法(消安法)」「電気用品安全法(電安法)」「ガス事業法(ガス事法)」「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)」のいわゆる製品安全4法を所管しており、各法において指定する計493品目(2023年10月現在)については、技術基準を満たしていることを示すPSマーク等の表示を求めるとともに、製品事故を未然に防止し、安全な製品を流通させるための法令業務を執行しています。

また、消安法の「重大製品事故の報告・公表制度」では、事故が発生した場合に製造・輸入事業者は認知してから10日以内に消費者庁に報告することが義務付けられており、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)と連携しながら年間約1,000件発生している重大製品事故の原因究明や公表を行い、製品事故の再発防止・未然防止につながる取組を進めています。

一方で、消費者の誤使用や不注意による重大製品事故も一定数発生しています。こうした事故を防ぐには、消費者に製品の正しい使い方等をご理解いただくこと、事業者には製品事故防止のための検証や積極的な情報発信等に取り組ん

でいただくことが重要です。経済産業省は、消費者向けの注意喚起はもちろん、事業者の製品安全への取組を企業価値向上の一環として定着いただくため、関連する施策にも注力しています。

例えば、2007年から毎年、製品安全を確保するための社内体制の構築・運営や優秀な取組を行った企業に対して「製品安全対策優良企業(PSアワード)」として表彰を行っています。また、子どもに人気のキャラクターとのコラボレーションや、電器店と協力して製品安全イベントを開催するなどしてファミリー向けの製品安全の啓発も実施しています。

このほか、経済産業省では、メーカーに対して必要なデータを提供することで、操作性を高め、誤使用を防ぐ高齢者対応製品の開発促進や、インターネット市場における製品安全4法^{じゆんしゆ}遵守状況確認のためのネットパトロール、IoT対応製品の安全確保を推進し、安全ガイドラインを策定するなどの取組も行っており、これら取組を通じて、わが国の製品安全を推進しています。

● 消費生活用製品安全法の概要

消安法は、その第1条に規定されているとおり、「消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図る」ことを目的としており、この目的を達成するための手段として、「国による安全性の規制」と「民間事業者の自主的な活動の促進」の2つを掲げています。

これは、技術進歩や品質管理の充実等により民間事業者の能力が向上していることを踏まえ、製品の安全性を確保しつつ、さらに向上してもらうためには、消費生活用製品の安全性を確保するためのルール策定を国の役割としたうえで、具体的な製品の安全性については民間事業者の自主的な活動を通じて確保することが最適であるとの観点から、両者の役割分担を明確にし、これを通じて消費者に対する危害の発生を未然に防止していくことを示したものです。

現在、消安法は、PSCマーク制度のほか、製品事故に関する情報を社会全体で共有し、事業者と国が一体となってその再発を防止する製品事故の報告・公表制度、経年劣化による製品事故を未然に防止する長期使用製品安全点検制度の3つを柱として施策を推進しています。本稿では、2023年6月に消安法での規制対象製品(特定製品)として新たに2品目が追加されたことを踏まえ、PSCマーク制度について説明します。

1. PSCマーク制度

消安法では、主として一般消費者の生活の用に供されるもののうち、特に安全性の見地から規制の必要があるものを「特定製品」として指定し、これらについて国が技術基準を定め、その技術基準に適合していることを示す表示(PSCマーク：PS(Product Safety = 製品安全)C(Consumer = 消費者)マーク)が付されたものでなければ販売してはならないこととしています。

この規制が効力を発揮し、技術基準に適合しない特定製品が販売されることを未然に防止するため、特定製品の製造事業者及び輸入事業者は、国に対し事業を開始する旨等の所要の届出を行い、自主検査の実施とその記録の作成・保存義務を果たし、技術基準に適合することを確認した製品にマークを表示することができることとしています。

また、特定製品のうち安全性の確保が不十分な事業者があると認められるものについては、

「特別特定製品」として指定し、自主検査及び検査記録の作成、保存義務に加えて、主務大臣の登録を受けて検査を実施する者(登録検査機関)の適合性検査により技術基準への適合が確認された場合には、それを示すマークを表示することができることとしています。

なお、技術基準に適合しない特定製品が市場に出回るような場合には、主務大臣が製造事業者等に危害防止命令を発動し、当該製品の回収を図ること等、危害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

2. 特定製品

特定製品は、主として一般消費者の生活の用に供されるもののうち、特に安全性の見地から規制の必要があるもので、構造、材質、使用状況等からみて、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品です。これらは、実際の製品事故等を端緒として指定され、適合すべき技術基準が定められています。

例えば、「ライター」については、消安法での規制対象製品に指定される前、子どもによるライターを使った火災事故が多発していたため、社会的な関心の高まりを踏まえ、業界団体や行政が消費者に対する注意喚起に注力した時期がありました。しかし、安価で大量に流通する簡素な構造の使い捨てライターは、基本的な安全性が確保されていなかったため、そのようなライターを出火原因とする火災が多い状況が続きました。こうした状況を受け、2010年12月にライターは特別特定製品に指定され、子どもが簡単に操作できないチャイルドレジスタンス機能の義務化、ノベルティライターの禁止等を内容とする技術基準が設けられました。

現在、特別特定製品として「乳幼児用ベッド」「携帯用レーザー応用装置」「浴槽用温水循環器」「ライター」の4品目が、また、特定製品として「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」「乗車用ヘル

メット」「登山用ロープ」「石油給湯機」「石油ふろがま」「石油ストーブ」「磁石製娯楽用品」「吸水性合成樹脂製玩具」の8品目が指定されています。

● マグネットセットと水で膨らむボールの規制について

磁石製娯楽用品(いわゆるマグネットセット: 3~5mmの球体又は立方体型の磁石にめっき処理を施し、数十個以上を1セットとして販売しており、磁石同士を引き合わせ、立方体のかたちを組み立てるなど、パズル感覚で遊ぶ製品)については、2017~2022年に、子どもが複数個の磁石を誤飲し腸壁を挟んで強力な磁石が引き合うことにより開腹手術による摘出が必要となった事故が11件発生しました。また、吸水性合成樹脂製玩具(いわゆる水で膨らむボール: 水に浸して放置することで、元の数倍の大きさに膨潤する現象を子どもが楽しむことを目的に販売している高吸水性の合成樹脂製ボール)については、2021年に乳幼児がこれらの製品を誤飲したため腸内で大きく膨らみ、開腹手術による摘出が必要となった事故が4件発生しました。

当該2品目は、事故が発生する危険性が高く、被害も重大であることから2023年1月30日に消費経済審議会製品安全部会で審議され、特定製品に追加することとなり、同年6月19日、新たな規制が開始されています。

なお、当該2品目は、後述の技術基準を満足する製品のみ製造・輸入することができますが、経過措置期間(2023年12月18日まで)が設けられ、製造・輸入・販売事業者は、PSCマークのない製品でもその間の販売は可能とされました。

1. 磁石製娯楽用品の対象の範囲及び技術基準の内容

磁石製娯楽用品は、磁石と他の磁石とを引き合わせるにより玩具その他の娯楽用品として使用するものであって、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品がISO 8124-1

に規定されている「小部品シリンダー」に収まる大きさ以下のものとしています。国際規格に則り、3歳未満の子どもが誤飲するおそれがある大きさの磁石又は磁石を使用する部品を含む製品のみを規制対象としています。なお、規制対象の該非判断にあつては、対象年齢や子ども向け製品か否かは考慮されません。

また、磁石製娯楽用品が満たすべき技術基準としては、注意表示事項に加え、仮に磁石等を誤飲した場合でも、体外に自然排出される水準として、国際整合性等の観点から米国や欧州等の諸外国の規制を参考に、 $50(\text{kG})^2 \cdot \text{mm}^2$ 未満としています。これにより、3歳未満の子どもが複数個の磁石又は磁石を使用する部品を誤飲した場合であっても、体外に自然排出されるため、開腹手術が必要になるといった重大な製品事故リスクが低減されます。注意表示事項については、磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい場所に、次の3点を適切に表示する必要があります。

- ①満3歳に満たない乳幼児に使わせない旨
- ②満3歳に満たない乳幼児の手が届かないところに保管する旨
- ③子どもが万が一誤飲した場合には、速やかに医師の指示を受ける旨

なお、当然ながら、規制の端緒となったいわゆるマグネットセットにあつては、規制対象となり、磁力が強力のため、技術基準に適合ができずに販売ができなくなります。

2. 吸水性合成樹脂製玩具の対象の範囲及び技術基準の内容

吸水性合成樹脂製玩具は、水を吸収して膨潤するゲルを使用した合成樹脂を玩具の用に供することを目的に販売されている玩具であつて、水を吸収する前の状態の合成樹脂の部分がISO 8124-1に規定されている小部品シリンダーに収まる大きさ以下のものに限定しています。磁石製娯楽用品と同様、乳幼児が誤飲することで生じる事故発生のリスクをなくするため、吸水前

の状態にあって誤飲するおそれのない製品は規制対象外となっており、対象年齢の表示をもって規制対象から外れるものでもありません。また、知育玩具として販売される製品も規制の対象となります。

技術基準も磁石製娯楽用品と同様に大きく2項目が設定されています。磁石製娯楽用品と同様の注意表示事項のほか、仮に玩具等を誤飲した場合でも体外に自然排出される水準として、国際整合性等の観点から米国や欧州等の諸外国の規制を参考に、吸水することにより、吸水性合成樹脂製玩具の幅、高さ及び長さのいずれもが、50%を超えて膨潤しないことを規定しました。また、50%を超えて膨潤する場合にあっては、膨潤後の合成樹脂の部分が直径20mmの穴を損傷せずに通過できるものは、子どもが誤飲しても腸閉塞等の重大な被害に至るリスクが十分に低い^{へい}ため、技術基準に適合するものと整理しています。

● 今後について

製品安全行政を巡る環境は大きく変化してあります。2022年に日本国内の消費者向け電子商取引(BtoC-EC)の物販系分野における市場規模が約14兆円となるなど、インターネット取引はますます活発化していますが、インターネットモール等において主に海外から輸入される、又は海外から直接販売される製品について、製品安全4法の技術基準を満たさず、PSマーク等の表示もなく販売されたり、そのような安全ではない製品による重大製品事故が増加したりといった状況にあります。また、子ども用製品については、大人向けの製品以上の安全性が求められますが、海外で製造された、安全性が担保されていない玩具等がインターネットを通じて流入・流通しやすくなっています。

こうした環境変化の中、リコール製品や安全ではない製品がもたらす、生命・身体に及ぼすリスクから消費者を保護することを目的に、2021年

のOECD消費者国際会議において、「製品安全誓約」に求められる主要な取組を示した声明が公表され、日本を含めたOECD加盟国は、各国・地域内で同様の誓約を策定することが推奨されました。経済産業省は、インターネットモール等運営事業者及び消費者庁をはじめとする関係省庁と連携してこの取組を推進し、2023年6月、国内の主要なインターネットモール等運営事業者7社による製品安全誓約の署名が行われました。

製品安全誓約について、経済産業省が所管する法律では製品安全4法の分野が先行して取組の対象となりました。署名したインターネットモール等運営事業者は、リコール製品や技術基準等を定める法令に違反した製品の出品を削除する取組や、その取組を実施するための内部管理体制の構築・維持等を行うこととなり、署名者が運営するインターネットモール等において取引される製品の安全性の更なる向上が図られています。

製品安全誓約という、製品安全に係る法的枠組みによらない、自主的な取組が開始された一方、経済産業省としては、インターネットを通じて取引される製品及び玩具等の子ども用製品について、更なる安全確保を促進するため、2023年1月に「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会」を設置し、同年6月までの計6回にわたり、製品安全4法の課題整理及びその対応策に関する検討を行いました。この検討結果を基に政府において更なる検討を進めることとしたところであり、産業構造審議会製品安全小委員会等において規制の在り方について検討を行っています。

経済産業省としては、社会状況の変化に適切に対応しつつ、製品安全を文化として根付かせ、わが国での製品起因による事故や製品の誤使用・不注意による不慮の事故を可能な限り防ぎ、誰もが安心して暮らすことのできる社会を実現するため、皆様の協力をいただきながら、引き続きの製品安全行政の推進に努めてまいります。